

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 予算特別委員長 中澤 基行

附帯決議案の提出について

別紙附帯決議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成24年度亀岡市一般会計予算に対する附帯決議（案）

第1号議案、平成24年度亀岡市一般会計予算の執行に当たり、下記の事項に留意し適切に措置を講じること。

記

大規模スポーツ施設は将来の市の姿を大きく変化させるものである。誘致の適否を判断するには、メリット、デメリットに関わらず関係情報を公開し、広く市民的議論を喚起する必要がある。

- 1 リーグチームが利用する頻度、その他の想定される利用形態及び利用頻度等について明確にするとともに、市民への説明を十分に行うこと。
- 2 施設設置に伴う本市への経済効果及び周辺環境への影響などについて明確にするとともに、市民への説明を十分に行うこと。
- 3 誘致予定地は過去に水害に見舞われた土地である。誘致活動により、水害の危険性が解消したと認識されないよう治水対策の継続との整合性を図るとともに、市民への説明を十分に行うこと。

以上、決議する。

平成24年3月29日

亀岡市議会